

令和 7 年度 丹波市監査等実施方針及び年間監査計画

令和 7 年 3 月 25 日
丹波市監査委員決定

第 1 根拠

丹波市監査基準（令和 2 年 3 月 23 日監査委員訓令第 1 号）第 13 条の規定に基づき、次のとおり監査等実施方針及び年間監査計画を策定する。

第 2 監査等実施方針

丹波市監査基準並びに、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく監査、検査及び審査の実施にあたり、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、市民（納税者）の視点に立ち、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようなされているかを主眼として、指導的に実施する。

監査等の結果は、市ホームページ等で公開し、広く市民への周知を図る。

第 3 年間監査計画

1 年間の全ての監査等が相互に有機的な連携を持って、効率的かつ効果的に実施できるように計画する。そして、行財政運営上のリスク、過去の監査結果に対する措置状況及び監査資源等を勘案し、優先順位を考慮したうえで、監査対象年度において実施する監査等の種類、実施予定時期等を年間監査計画として策定する。

1 定期（財務）監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

（1）監査の方法

ア 財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係書類等の提出を求め、書面監査及び実地監査を実施する。

イ 重点監査項目を設定し、全部署を対象として横断的に監査を実施する。

（2）監査の期間

令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月まで

（3）報告書の提出

監査終了後、監査委員の合議のうえ監査結果報告書を作成し、議会及び市長並びに関係機関の長に提出するとともに公表する。

2 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

（1）監査の方法

ア 住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるため市の事務の執行が、合理的かつ効果的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、各部署から提出を求めた関係書類等について、書面監査及び実地監査を実施する。

イ 重点監査項目を設定し、全部署を対象として横断的に監査を実施する。

（2）監査の期間

令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月まで（原則として定期監査と併せて実施）

（3）報告書の提出

監査終了後、監査委員の合議のうえ監査結果報告書を作成し、議会及び市長並びに関係機関の長に提出するとともに公表する。

3 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

（1）監査の方法

ア 財務等に関する事務（現金・預金・物品・備品・有価証券等）が適正に処理されているかを主眼として監査を実施する。

イ 工事に係る事務処理及び施工等が適正に行われているかを主眼として、関係書類の提出を求め、実地監査を実施する。

ウ 事務事業の執行が法令等に従い適正に行われているかについて、必要があると認めるときに監査を実施する。

（2）監査の期間

必要があると認める期間とする。

（3）報告書の提出

監査終了後、監査委員の合議のうえ監査結果報告書を作成し、議会及び市長並びに関係機関の長に提出するとともに公表する。

4 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

（1）監査の方法等

ア 前年度に交付した補助金、交付金、負担金等の財政的援助が適正かつ効率的に執行され、交付目的を達成しているか、交付団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼として、関係書類の提出を求め、書面監査及び実地監査を実施する。

イ 公の施設の管理を行う指定管理者について、当該管理者の指定が適正・公正に行われ、関係条例や協定等の定めるところにより適切に管理されているかを主眼として、関係書類の提出を求め、書面監査及び実地監査を実施する。

（2）監査の期間

必要があると認める期間とする。

(3) 報告書の提出

監査終了後、監査委員の合議のうえ監査結果報告書を作成し、議会及び市長並びに係機関の長に提出するとともに公表する。

5 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

(1) 検査日

原則として、毎月 27 日に前々月を対象として実施する。

(2) 検査方法

ア 予め指定する検査資料、会計諸帳簿、証拠書類等により、書類検査及び計数確認を行う。

イ 必要に応じて関係職員の説明を聴取し、現金出納事務の適否を検査する。

ウ 随意契約等の事務について、適正になされているかを主眼として検査する。

エ 収入の根拠や金額、調定処理や手持ち現金の管理状況等について、必要に応じて検査を実施する。

(3) 報告書の提出

検査終了後、監査委員の協議のうえで検査報告書を作成し、議会及び市長に提出する。

6 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項）

(1) 審査の対象

一般会計、特別会計、公営企業会計

(2) 審査の期間

令和 7 年 6 月上旬から 8 月下旬まで

(3) 審査の方法

ア 各部署から提出を受けた決算調書及び出納検査の結果に基づき、決算書及び附属資料について、計数の照合及び確認を行う。

イ 必要に応じて関係職員の説明を聴取し、予算執行及び事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として総合的に審査する。

ウ 財政状況について、類似団体との比較等により分析を行う。

(4) 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、8 月末までに市長に提出する。

7 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

(1) 審査の対象

各設置基金

(2) 審査の期間

令和 7 年 7 月中旬から 8 月下旬まで

(3) 審査の方法

ア 各設置基金の運用状況報告書について、計数の照合及び確認を行う。

イ 必要に応じて関係職員の説明を聴取し、基金の運用が設置の目的にそって効果的に行われているかを主眼として総合的に審査する。

(4) 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、8月末までに市長に提出する。

8 財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率に関する審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

(1) 審査の対象

一般会計、特別会計、公営企業会計

(2) 審査の期間

令和7年6月上旬から8月下旬まで

(3) 審査の方法

ア 前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の算定及びその算定の根拠となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを主眼として実施する。

イ 当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを主眼として実施する。

(4) 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、8月末までに市長に提出する。

9 その他の監査

地方自治法の規定によって監査委員が行う監査で、議会の請求に基づく監査や住民監査請求に基づく監査等、この計画に定めのない監査についての実施方法等については、その実施時に定める。

◆令和7年度監査等スケジュール表

監査種別	細目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
例月出納検査	原則として 毎月27日																	
		30日	27日	27日	28日		29日	27日	27日	26日	26日	26日						
		2月分	3月分	4月分	5月分		6月・7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分		1月分				
決算審査 (基金運用状況 審査)	一般会計 特別会計																	
			資料提出依頼 書面審査	各課実地審査 約10日間			議定会 意見書提出											
(健全化判断比 率等に関する 審査)	公営企業会計																	
			資料提出依頼 書面審査	例月出納検査後 実地審査			議定会 意見書提出											
定期監査	書面監査 実地監査																	
														資料提出依頼	書面監査	実地監査 約7日間	定期監査報告 まとめ	
行政監査	書面監査 実地監査																	
															資料提出依頼	書面監査	実地監査 約7日間	まとめ(定期監査 報告を含む)
随時監査																		
	学校監査													※監査の着眼点を精査し、計画的に学校訪問を行う。			まとめ(定期監査 報告を含む)	
	工事監査													書類提出依頼 書面監査	実地監査 (定期監査時)	まとめ(定期監査 報告を含む)		
	貯蔵品監査															まとめ(定期監査 報告を含む)		
	備品・現金監査															まとめ(定期監査 報告を含む)		
財政援助団体 等監査	財政援助団体 出資団体 指定管理者																	
															資料提出依頼	書面監査	実地監査 1～2日間	まとめ(定期監査 報告を含む)

※補助団体等監査 対象補助金等1,000万円以上を目安とし、年間1～2団体程度の監査を行う。